

保育の必要性の認定基準(案)

八千代市子ども部 子育て支援課

1. 保育の必要性の認定とは

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。(子ども・子育て支援法19条等)
- 保育の必要性の認定に当たっては、国が、以下の3点について、認定基準を策定します。
 - ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」: 長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2. 保育の必要性の認定基準についての市の考え方

- 保育の必要性の認定にあたっては、国が定める「子ども・子育て支援法施行規則」に基づき、市町村が定めるべきものは、就労の事由に関する下限時間及び各事由に類するものとして市町村が定める事由等であり、法形式は必ずしも条例で定める必要はないとされました。
- 現行では、保護者の就労により保育に欠けるとされる場合、1日4時間以上かつ週4日以上勤務(=月64時間)を下限とし、保育所入所の選考を行っています。下限時間未満(短時間就労)の家庭への対応として市内8園で一時預かり事業を行っており、当該事業は1か月につき15日まで利用できることとしています。
- 平成27年度以降に就労時間の下限を64時間とした場合であっても、現行制度の下で保育園に入園できている児童が退園させられるようなことは無いことから、就労時間の下限は、1か月あたり64時間以上(1日につき4時間以上かつ1か月につき16日以上勤務)とします。

保育の必要性の認定基準(案)

項目	子ども・子育て支援法施行規則に示された国の基準	本市における基準(案)	
保育の必要性の認定基準	小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること	国の基準を適用	
	①1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	1か月あたり64時間以上労働することを常態とすること。	
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	国の基準を適用	
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	国の基準を適用	
	④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	国の基準を適用	
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	国の基準を適用	
	⑥求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	国の基準を適用	
	⑦就学していること。（職業訓練校における職業訓練を含む）	国の基準を適用	
	⑧虐待やDVの恐れがあること。	国の基準を適用	
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	国の基準を適用	
⑩前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。	国の基準を適用		
必要量の	保育標準時間	11時間（超えた時間については、延長保育にて対応）	国の基準を適用
	保育短時間	8時間	国の基準を適用
	就労下限時間	1か月当たり48時間以上64時間以下	1か月あたり64時間以上（1日4時間以上かつ1か月16日以上の就労）
優先事由	①ひとり親家庭	国の基準を適用	
	②生活保護世帯	国の基準を適用	
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	国の基準を適用	
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	国の基準を適用	
	⑤子どもが障害を有する場合	国の基準を適用	
	⑥育児休業明け	国の基準を適用	
	⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	国の基準を適用	
	⑧小規模保育事業などの卒園児童	国の基準を適用	
	⑨その他市町村が定める事由	国の基準を適用	